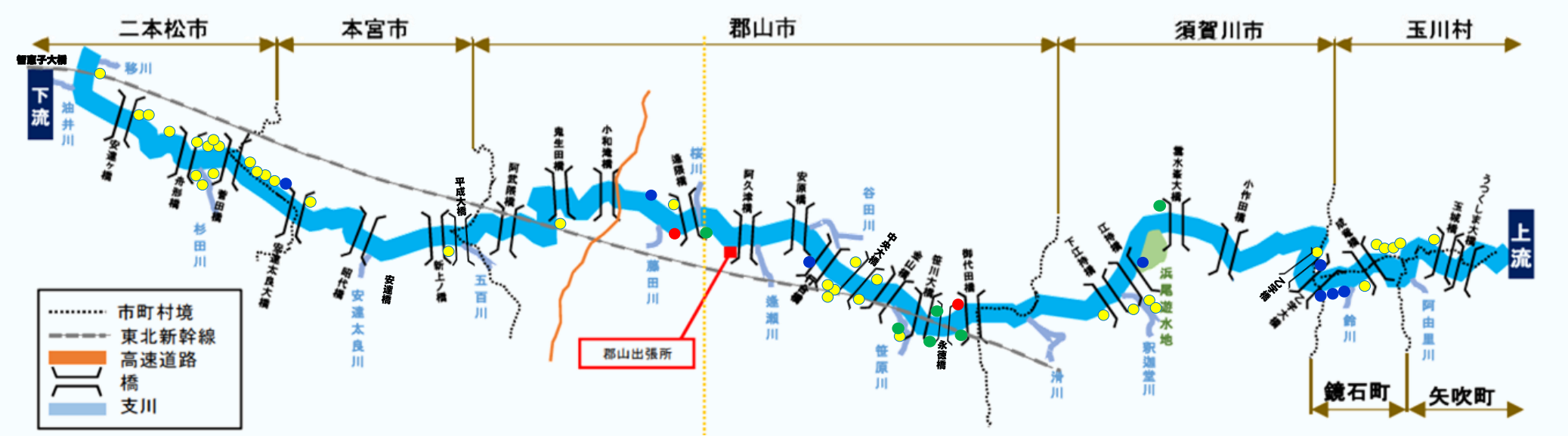


# 阿武隈川ゴミマップ (郡山出張所管内の不法投棄の状況) [調査期間 R5. 4~R6. 3]



## 【不法投棄ゴミ種別・件数】

- 【凡例】
- 自転車
  - タイヤ
  - 家電製品
  - 生活ゴミ他

自転車	6件
タイヤ	2件
家電製品	9件
生活ゴミ他	36件

このマップは、令和5年4月から令和6年3月までの河川巡視等で回収した投棄物の種類と投棄箇所を表したものです。

## 実際に投棄されたゴミの写真



タイヤ                      生活ゴミ                      家電



## 河川へのゴミの投棄は違法行為です

### 【罰則規定】

- 河川法では、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその両方

＜河川への不法投棄を発見したら下記までご連絡ください＞

**福島河川国道事務所 郡山出張所 TEL 024-943-6591**

【担当区間】阿武隈川（移川（二本松市）合流点～うつくしま大橋（矢吹町）  
支川（笹原川（郡山市）、釈迦堂川（須賀川市））の一部区間

※河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出してください。皆さまのご協力をお願いいたします。

